

再送達上申書

令和 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御中

債権者

印

債権者

債務者

第三債務者

上記当事者間の御庁令和 年（ ）第 号債権差押命令申立事件について、
債務者に対する債権差押命令の送達が を理由として不送達となっている
が、債務者の勤務先を調査したところ、勤務先が判明したので、下記の債務者勤務先に
あてて再送達を実施されたく上申する。

記